令和８年度川崎市子ども・子育て会議
第２回教育・保育推進部会　摘録

■ **開催日時**

令和８年９月１０日（木）午後６時３０分～午後７時５２分

■ **開催場所**

来庁（本庁舎３階３０６会議室）及びオンライン会議

■ **出席者**

（１）委員

川崎市障害福祉施設事業協会／川崎市南部地域療育センター地域支援係長	池田　英一氏
公益社団法人川崎市幼稚園協会　会長	石渡　宏之氏
社会福祉法人川崎市社会福祉協議会　施設部会保育協議会会長	奥村　尚三氏
日本こども育成協議会　川崎認定保育園部会長	鹿島　しげみ氏
宮前幼稚園　副園長	亀ヶ谷　元譲氏
東京家政大学／東京家政大学短期大学部児童学科保育科教授	佐藤　康富氏
公益社団法人川崎市医師会	関口　博仁氏
公募委員	野崎　展史氏
洗足こども短期大学幼児教育保育科　教授	柳井　郁子氏

（２）行政所管課・事務局

こども未来局保育・幼児教育部保育対策課長	荒井　敬之
こども未来局保育・幼児教育部保育第１課長	岡田　健男
こども未来局保育・幼児教育部保育第１課担当課長	奈良田　剛志
こども未来局保育・幼児教育部保育第２課長	星　和明
こども未来局保育・幼児教育部幼児教育担当課長	石原　貴之
こども未来局保育・子育て推進部担当課長〔運営管理・子育て支援〕	大原　芳信
こども未来局保育・子育て推進部担当課長〔運営支援・人材育成〕	杉山　僚子
こども未来局総務部企画課長	平山　雪生
こども未来局総務部企画課担当係長	髙瀬　博章
こども未来局総務部企画課職員	山本　達也

■ **配布資料**

資料１－１：「川崎市保育所等の利用調整実施要綱」の一部改正に関するパブリックコメント手続の実施結果について

資料１－２：パブリックコメントの実施について（参考資料）

資料２－１：教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の設定状況について
資料２－２：教育・保育施設の利用定員の設定について
資料２－３：教育・保育施設の利用定員の変更について
資料２－４：地域型保育事業の利用定員の設定について
資料２－５：地域型保育事業の利用定員の変更について
資料２－６：事業廃止予定の教育・保育施設及び地域型保育事業について
資料３－１：認定こども園への移行等について
資料３－２：幼保連携型認定こども園事前協議実施要項（参考資料）
参考１：教育・保育推進部会委員名簿
参考２：第２回教育・保育推進部会行政出席者名簿
参考３：川崎市子ども・子育て会議条例

■ 傍聴者

なし

１ 開会

２ 議事

※摘録につき「である」調で記載、敬称等省略しています。以下、ポイントを抜粋して記載。

議事（１）「川崎市保育所等の利用調整実施要綱」の一部改正について

○資料１をもとに事務局から説明。

＜質疑等＞

【奥村委員】

世帯所得の低い世帯を優先する仕組みについては、所得が高く税金を多く支払っているのに保育所に入りにくいという意見が以前から繰り返し出ている。点数制による利用調整の考え方は理解しているが、こうした世帯の要望にどう応えるかは考え続ける必要があると思う。施設によっては０歳児、１歳児に空きがある一方、地域によっては入れない状況もあり、施設側も自分たちの地域がどのような需給状況なのかを見学に来た保護者等から聞く体感的な情報でしか把握できないことがある。地域別の申込状況や入所実績を市民や施設にもっと分かりやすく示してほしい。リアルタイムの情報は根拠や変動の問題があり難しいと思うので、例えば前年度の実績として示す方法も考えられる。

【事務局】

どの地域や保育所が入りやすいか、入りにくいかという点は、窓口等でも多く質問を受けている。これまでも、保育所ごとの入所者の最低ランクなど、出せる情報は少しずつ公表してきた。御意見を踏まえ、過年度実績を用いることも含め、情報の出し方を工夫していきたい。

【佐藤部会長】
今の議論には大きく二つの軸がある。一つは、国の様式に準拠し、事務を大幅に効率化することである。もう一つは、保育の必要性に応じて、どのような配慮を行うかである。最終的な優先順位については、所得だけでなく、障害、ひとり親家庭、多子世帯等の福祉的要素も加味しているとの説明であり、市の回答はその考え方を示している。制度の効率化と必要な配慮の双方を意識して運用してほしい。

議事（２）教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の設定状況について
〇資料２をもとに事務局から説明。
＜質疑等＞
【鹿島委員】
資料２－１の増減表では1,308人の増となっているが、制度対象外であった私学助成幼稚園や認可外保育施設が新制度へ移行すると、その定員が全て増加分として計上されるため、表面上増えているという昨年度の説明と同じ理解でよいか。補足資料の全施設合計増減124人が、実質的な受入枠の増という理解でよいか。

【事務局】
そのとおりである。資料２－１の増減表は子ども・子育て支援法上の利用定員の増減であり、従前は制度対象外であった施設が類型移行により新たに計上される。昨年度の御意見を踏まえて補足資料を作成しており、新規整備３施設等を含めた実質的な増分は124人である。

【鹿島委員】
令和９年４月の利用定員合計は44,272人となっているが、前回の部会で示された川崎市全域の実施計画では、令和９年４月１日の利用定員数の見込みが41,769人であった。３か月で大きく変わるとは考えにくいため、集計方法の違いを確認したい。

【事務局】
前回の実施計画の数値には１号認定が入っておらず、２号・３号認定と潜在的な保育ニーズを積み上げている。今回の44,272人は、幼稚園の１号認定を含め、１号・２号・３号の全てを含む利用定員である。差の大きな要因は集計範囲の違いであるが、数値については改めて確認する。

【石渡委員】
幼稚園には必ず園庭がある。保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する施設は、幼稚園機能を担う教育機関になる以上、園庭が必要と考える。保育所では代替地を利用している施設もあるが、移行予定の６施設の園庭はどのような状況か。

【事務局】
保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する場合、国の移行特例が設けられている。既存の園庭等で必要面積に足りない場合、２歳児の人数に応じた面積については近隣公園等を代替地として認める取扱いがある。今回の６施設のうち３施設は、代替地を使用する内容で申請されている。移行特例に期限は設けられておらず、大規模改築等を行う場合を除き、現状の取扱いが継続する。なお、３歳から５歳までの園庭面積を全て代替地で確保する仕組みではないため、園庭を全く確保できない施設は該当しない。

【石渡委員】
幼保連携型認定こども園は幼稚園機能を持つ施設であり、何をもって幼稚園機能とするのか疑問がある。国の基準だけでなく川崎市として、子どもが学ぶ環境について独自の線引きを行い、よりよい環境を確保してほしい。

議事（３）認定こども園への移行等について
〇資料３をもとに事務局から説明。
＜質疑等＞
【石渡委員】
保育所から移行する各施設は１号認定枠を設ける予定であるが、近隣にある既存幼稚園等の１号認定児の充足率をどのように把握しているか。市内の１号需要は大幅に減少し、既存施設には十分な空きがある中、新たに１号枠を設けることは既存施設を圧迫する可能性がある。既存の２号認定児が保育要件を失った場合にも継続利用できるようにすることが主目的であれば、外部から新たに１号児を募集する枠まで設ける必要はないのではないか。１号枠を設けない方法も制度上可能であるため、再考してほしい。

【事務局】
１号需要の減少が保育需要以上に顕著であることは認識している。市では、保育所から認定こども園へ移行する場合の１号定員を10人までとする対応を行っているが、それを超えるほど急速に需要が減少している。既存幼稚園への影響や地域需要を踏まえ、十分な調整ができているかを検証していく必要がある。

【亀ヶ谷委員】
幼稚園協会では、10月15日に願書を配布し、11月１日から受付を行う取決めがある。保育所から移行した認定こども園が、それより前に１号児を囲い込むことがないよう、市がルールを整える必要がある。募集時期をどのように考えているか。

【事務局】
募集要項には、市内幼稚園と同様の時期・方法で進める考え方を記載する予定である。保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する事例は今回が初めてであり、１号募集の詳細は検討中であるが、従来の認定こども園の運用と大きな齟齬が生じないよう調整する。

【亀ヶ谷委員】
幼稚園から認定こども園へ移行した施設は、幼稚園協会の会議に加えて区の保育園長会等にも参加し、双方と連携している。保育所から移行する施設についても、幼児教育側との情報共有やコミュニケーションを確保しなければ、募集等をめぐる問題が生じる可能性がある。連携の仕組みを考えてほしい。

【佐藤部会長】
事前協議資料では、配置図、平面図、職員構成、土地、園庭等を確認することになっているが、最も重要なのは子どもの最善の利益である。保育所から認定こども園へ移行する場合、第三者評価等で把握された課題があれば確認し、物理的・形式的な要件だけでなく教育・保育の質を見極める観点を事前協議に盛り込む必要がある。

【亀ヶ谷委員】
他都市では、２号需要が落ち着き、幼稚園が希望しても認定こども園への移行に調整がかかる例があると聞いている。川崎市では、私学助成幼稚園から幼稚園型又は幼保連携型認定こども園への移行は、今後も要件を満たせば認められるのか。

【事務局】
私学助成幼稚園から新制度園への移行希望は毎年度数件あり、預かり保育等の長時間利用に対応できる人材や設備等を確認した上で進めている。一方、子どもの数が減少し、保育所からの移行も加わる中、施設間の奪い合いのような状況が生じることは想定されるため、できるだけ早い段階から需給調整も検討に入れる必要がある。

【佐藤部会長】
需給調整に当たっては、地域ごとの状況に濃淡があるため、幼稚園・保育所の移行だけでなく、防災拠点としての役割等も含め、川崎市としてどのようなグランドデザインを描くかという視点が必要である。

【鹿島委員】
認定こども園への移行予定施設について、資料上の認可定員より移行後の利用定員合計が減っている。移行により実際の受入人数が減るのではなく、元の定員の中で１号・２号・３号を配分するという理解でよいか。保育所側には１号が増える不安、幼稚園側には２号・３号が増える不安があると思うが、定員の考え方を確認したい。

【事務局】
私学助成幼稚園には子ども・子育て支援新制度上の利用定員という考え方がなく、認可定員は教室数等から算定した収容可能人数である。新制度へ移行する際は、実際の利用人数等に近い水準で利用定員を設定するため、認可定員から利用定員が減っていても、移行によって実際の受入人数が大幅に減ることを意味するものではない。保育所は認可定員

と利用定員が比較的近いが、地域や施設の実情に応じて利用定員を設定する。保育所からの認定こども園が１号枠を設ければ、利用者の選択肢が増える一方、既存の受入側には厳しさが生じることは認識している。

【鹿島委員】
川崎市は他都市と比べて認定こども園への移行が遅れていると聞いている。幼稚園と保育所の各団体がある中、他都市では需給調整等をどのように行っているのか、参考となる事例があれば教えてほしい。

【事務局】
他都市の事例も調査している。例えば札幌市では、保育所側と幼稚園側の団体が、行政が行うような需給調整を自主的に行っている例がある。川崎市でも保育所が１号認定及び教育部分を担うことになるため、団体間の調整をどのように行うか、行政がどこまで関わるかを含めて検討している。

【鹿島委員】
認定こども園への移行を円滑に進めるためには、施設類型ごとの事情と団体間の調整を考慮しながら進める必要がある。今後の検討をお願いしたい。

【佐藤部会長】
自治体ごとに保育所、幼稚園、認定こども園の数や需給構造が異なるため、認定こども園化を一律に進めることは難しい。施設にとって定員数は経営に直結し、利害関係も生じる。行政が調整に入るとしても、川崎市としてのグランドデザインをどう描くかが重要である。また、単に施設類型を付け替えるのではなく、移行によって子どもにとってよりよい教育・保育環境になるのかを見極める必要がある。

【柳井委員】
優先すべきは子どもの最善の利益である。保育所へ１号認定児が入ると保育時間が異なるため、既に在園している子どもが、なぜ自分たちは残るのに別の子どもは帰るのかと感じるなど、変化がストレスや居心地の悪さにつながらないようにする必要がある。移行が子どもにとって円滑なものとなるよう、十分に検討してほしい。

【石渡委員】
幼稚園から認定こども園へ移行した施設で、１号認定児と２号認定児が一緒に過ごす中、子どもへの負担が生じないようにどのような工夫をしているかについて、施設類型を超えて情報交換することが必要である。
市内幼稚園の在園児数は、この10年程度で約23,000人から約10,600人まで減少している。今後、保育所から認定こども園へ移行する施設が毎年増える場合、１号認定の供給過多が一層進むおそれがある。地域の定員充足率や施設間の距離等を十分に精査し、共倒れや児童の取り合いにならない基準・ルールを設けてほしい。

【事務局】
市のプランでは毎年５園程度の移行を想定しているが、実際にどの程度の申請があるかは現時点で見通せない。令和８年４月１日現在、市内の対象となり得る施設は、社会福祉法人が運営する施設が169施設、学校法人が運営する施設が16施設である。今後の申請状況を注視していく。

【佐藤部会長】
今回の事例が先例となり、認定こども園化が機械的に加速することのないようにする必要がある。認定こども園へ移行した施設で生じた課題や、子どもの最善の利益にとってどうであったかを検証し、その結果を次に移行する施設へフィードバックする仕組みを検討してほしい。

【奥村委員】
資料に記載された保育所の認可定員について、実際の認可数と異なる可能性がある施設が見受けられる。最大収容人数を記載しているようにも見えるため、数値を再確認してほしい。

３　閉会
○事務局あいさつ

以上